

聖籠町告示第8号

聖籠町移住・就業支援事業における移住支援金交付要綱を次のように定める。

令和元年6月20日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町移住・就業支援事業における移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、聖籠町への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資することを目的とし、新潟県と共同して行う新潟県移住・就業支援事業において、予算の範囲内で移住支援金を交付することについて、新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び聖籠町補助金等交付規則（平成23年聖籠町規則第33号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の交付金額は、2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円とする。

(対象者)

第3条 移住支援金の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 移住等に関する要件として、次のアからウのいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件として、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すること。

(ア) 聖籠町に住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。

(イ) 聖籠町に住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40

年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、かつ、聖籠町に住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区に通勤していたこと(連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、聖籠町に住民票を移すまでの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県内にて雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。)

イ 移住先に関する要件として、次の(ア)から(ウ)のいずれにも該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以降に聖籠町へ転入(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条第1項に規定する転入をいう。以下同じ。)したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、聖籠町への転入後3か月以上1年以内であること。

(ウ) 移住支援金の申請日から5年以上、聖籠町に継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件として、次の(ア)から(ウ)のいずれにも該当すること。

(ア) 聖籠町暴力団排除条例(平成24年聖籠町条例第1号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他、新潟県又は聖籠町が移住支援金の対象として

不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業又は起業に関する要件として、次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 就業に関する要件として、次の(ア)から(キ)のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が県実施要領第5の2(1)に規定するマッチングサイト(以下「マッチングサイト」という。)に求人情報を掲載した法人(以下「移住支援金対象法人」という。)であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金対象法人に就業し、移住支援金の申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。

(オ) 上記(イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 移住支援金対象法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 起業に関する要件として、申請日から過去1年以内に県実施要領第6に規定する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

2 前項に規定するもののほか、前条で規定する2人以上の世帯として移住支援金の申請を行う場合の要件として、移住支援金の交付を申請する者(以下「移住支援金申請者」という。)以外の世帯員いずれもが、次の各号のいずれにも該当すること。

- (1) 移住元において、移住支援金申請者と住民票の上で同一世帯に属していたこと。
- (2) 移住支援金の交付申請時において、移住支援金申請者と住民票の上で同一世帯に属していること。
- (3) 平成31年4月1日以降に聖籠町に転入したこと。
- (4) 交付申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
- (5) 聖籠町暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(交付申請)

第4条 移住支援金申請者は、聖籠町移住支援金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。

(交付決定通知書の再交付)

第6条 移住支援金申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、聖籠町移住支援金交付決定通知書再交付申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第7条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書に再交付である旨を記載し、当該申請者に交付するものとする。

(返還請求)

第8条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する状況となった場合、移住支援金の全額又は半額の返還請求をする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、聖籠町が新潟県と協議し、双方がこれを認

めた場合は、この限りではない。

(1) 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満で聖籠町から転出した場合

(ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 起業支援事業に係る交付決定が取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に聖籠町から転出した場合

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、新潟県と聖籠町が協議して定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

聖籠町長 様

聖籠町移住支援金交付申請書

聖籠町移住・就業支援事業における移住支援金交付要綱第4条の規定に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名	印		西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業		起業		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「1 移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙1「2 移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、聖籠町に居住し、かつ、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（2人以上の世帯の場合は世帯員全てが）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことについて		A. 該当する		B. 該当しない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴 ※5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば合わせて記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

※添付書類

【全ての方が添付】

- ①写真付き身分証明書の写し(運転免許証、マイナンバーカード(通知カード不可)等)
- ②別紙1(誓約事項及び個人情報の取扱いに係る同意事項)
- ③移住元の住民票除票の写し(2人以上の世帯の場合の移住支援金を申請する場合は世帯員分を含む)
- ④振込先の口座情報が確認できるもの(預金通帳、キャッシュカードの写し等)

【該当する場合添付】

- 移住先での就業・起業に関するもの(⑤または⑥を添付)
  - <就業タイプで交付申請を行う場合>
    - ⑤就業証明書(様式第2号)
  - <起業タイプで交付申請を行う場合>
    - ⑥県実施要領第6による交付決定通知書の写し
- 移住元での通勤状況に関するもの(東京23区内からの移住の場合は添付不要)
  - <雇用される者として東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合>
    - ⑦東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)
      - ※就業証明書を発行してもらえない場合、法定の退職証明書及び離職票でも可
  - <個人事業主等で、東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合>
    - ⑧事業開始等申告書(東京都税)または個人事業の開業・廃業等届出書(国税)の控えの写し 【移住元での在勤地を確認できる書類】
    - ⑨東京都での個人事業税に係る納税証明書(過去5年分) 【移住元での在勤期間を確認できる書類】

管理コード(新潟県及び聖籠町使用欄)	
--------------------	--

(様式第1号別紙1)

### 誓約事項及び個人情報の取扱いに係る同意事項

#### 1 移住支援金の交付申請に関する誓約事項

##### (1) 報告及び調査への協力について

移住・就業等支援事業に関する報告及び調査について、新潟県及び聖籠町から協力を求められた場合には、それに応じます。

##### (2) 移住支援金の返還について

以下の①から⑤のいずれかに該当する状況となった場合には、聖籠町移住・就業支援事業における移住支援金交付要綱第8条の規定に基づき、速やかに聖籠町に報告し、移住支援金の全額又は半額を返還します。

①	虚偽の内容で移住支援金の交付申請したことが判明した場合	全額を返還する
②	移住支援金の申請日から3年未満で聖籠町以外の市区町村に転出した場合	
③	移住支援金の申請日から1年以内で移住支援金の要件を満たす職を辞した場合	
④	起業支援事業に係る交付決定が取り消された場合	
⑤	移住支援金の申請日から3年以上5年以内で聖籠町以外の市区町村に転出した場合	半額を返還する

#### 2 移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い

新潟県及び聖籠町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、新潟県及び聖籠町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。



様式第2号（第4条関係）

年 月 日

聖籠町長 様

所在地

事業者名

代表者名

印

電話番号

担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない

新潟県移住・就業等支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、新潟県及び聖籠町の求めに応じて、新潟県及び聖籠町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

様

聖籠町長

移住・就業等支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書

聖籠町移住・就業支援事業における移住支援金交付要綱第5条の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 円

○振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

【備考】

- フラット35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
  - この通知書はフラット35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - 移住支援金の返還を請求された場合はフラット35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - 移住支援金を受領した方に対するフラット35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
  - この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
  - 移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

聖籠町長 様

住所  
氏名

印

聖籠町移住支援金交付決定通知書再交付申請書

年 月 日付けで通知のあった交付決定通知書について、下記のとおり紛失等したので再交付を申請します。

記

紛失等の内容	
--------	--